

回覧 令和5年1月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈重要〉	1	◆医療・福祉などの施設・事業所へ 原油価格・物価高騰支援金を給付します！
〈募集〉		◆令和5年度 生涯学習講座「わくわく教室」の講師を募集します
	2	◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】
〈お知らせ〉	4	◆20歳になったら国民年金 ◆交通災害共済加入申し込みのご案内
	5	◆宗教などからの悪質な寄付の勧誘を抑止・救済するセミナーを開催します ◆「令和4年度こころの健康づくり講演会」を開催します
	6	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	7	◆家内労働(内職)情報をお知らせします
〈保健と福祉〉 (一般)		◆令和4年度 がん検診(個別検診)は2月末で終了です

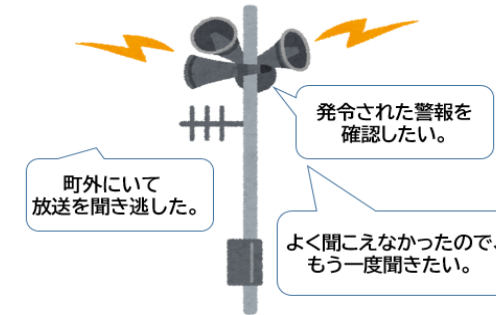


January

防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも
同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎ 52-1110 (直通)

【分類】	【No.】	【内容】
〈農林畜産業関連〉	8	◆農業委員会委員および農地利用最適化推進委員を募集します
	10	◆2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
	11	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相談〉		◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します
	12	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「行政相談」を実施します
	13	◆「人権相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

2月1日(水)～2日(木)は防災行政無線が使えません

庁舎内の防災行政無線機器を更新するため、2月1日(水)～2日(木)は各地区の防災行政無線の放送が停止し、放送内容の確認ダイヤル(☎51-1417/☎51-1418)も利用できません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

★お問い合わせ 総務課 危機管理係 ☎:52-1110

重要

◆医療・福祉などの施設・事業所へ 原油価格・物価高騰支援金を給付します！

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ウクライナ情勢などによる原油価格・物価高騰の影響を受けた医療・福祉などの施設・事業所に対し、町独自の支援金を給付します。

- 主な要件** = 町内に住所がある医療・福祉などの施設・事業所
※対象施設・事業所は、今回、町が指定する施設・事業所種別に基づく。
(詳細は、町公式サイトをご確認ください。)
※サービス内容が異なるなどの理由から、複数の屋号となっている場合であっても、所在地が同じであれば1つの事業所とみなします。
また、申請時点において、事業を実施していない、または事業を休止・廃止している場合などは対象外とします。

- 交付金額** = 200,000円
※三股町原油価格・物価高騰中小企業者支援金を受給した事業所は差額を交付します。

- 申請期間および受付** =
○申請期間：1月31日(火)午後5時まで
○受付：企画商工課 企画政策・デジタル推進係へ郵送または直接提出

- 申請書類** =
①三股町医療・福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
②誓約書(様式第2号)
③三股町医療・福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付請求書(様式第3号)
④振込口座が分かる通帳の写し
⑤「三股町原油価格・物価高騰中小企業者支援金交付決定兼確定通知書」の写し
※三股町原油価格・物価高騰中小企業者支援金を受給した事業所のみ

※対象施設・事業所には町から案内文書を1月中旬までに送付します。
案内文書が1月中旬を過ぎても届かない場合はお問い合わせください。
詳細は町公式サイトをご確認ください。



町公式サイト

★お問い合わせは、企画商工課 企画政策・デジタル推進係(3階 ②番窓口)
☎:52-1114(直通)をお願いします。

募集

◆令和5年度 生涯学習講座「わくわく教室」の講師を募集します

町では、町民のさまざまな学習ニーズに応え、『学ぶ』『教える』生きがいを実現する場として、来年度も生涯学習講座「わくわく教室」を開設します。皆さんの特技や経験を生かしてみませんか？

教室の開設を希望する人は、次の内容を確認して、申請をしてください。

- 教室の実施期間** = 6月～令和6年2月(実施回数により実施期間は変動します)
- 教室の開設予定数** = 30教室(申し込みが30教室を超えた場合は、新規教室を優先し、抽選とします)

- 教室の開設基準** =
○生徒数：10人以上の受講生が見込めること
(受講生の募集は教育委員会で行います。
受講生のうち3分の2以上は本町在住あるいは在勤とします)
- 教室の時間：1回当たり原則2時間(講師謝金:1時間 2,500円を支払います)
- 実施回数：最大10回まで
ただし、1回1時間の教室の場合は、20回まで認めます。
- 教室の場所：中央公民館や地区分館、町立の体育施設、町立学校の体育館

- 講座内容** = 次のいずれかの学習内容とします。

①一般教養に関する学習	④地域づくりにつながる住民の学習
②芸術、文化、スポーツに関する学習	⑤その他、町教育委員会が適切と認める学習
③社会参加や自己啓発につながる学習	

- 応募資格** =
生涯学習活動に意欲のある人で、自主的に講座を開設して講師を勤めることができれば、誰でも応募できます。ただし、政治、宗教や営業活動を伴う、高額な経費を必要とするなど、教育委員会がふさわしくない内容であると判断した場合にはお断りします。詳細は直接お問い合わせください。

- 申請受付(教室開設申請および施設貸出予約申請)** =
○受付期間：2月1日(水)～2月7日(火)
午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
- 申請場所：教育課 生涯学習係(町中央公民館内)
※受付期間外の申し込みはできません。

★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)
☎:52-9311(直通)をお願いします。



◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

■申込資格 =

①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は、申し込みできません。

②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。

○例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、单身者でも申し込みできます。

- ・60歳以上の人
- ・生活保護を受給している人
- ・身体障害者手帳(1級～4級)などの交付を受けている人

※单身者は、中原団地(1DK)、塚原団地(2K)のみ申し込みができます。

③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。

④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。
(公営住宅入居資格収入基準)
※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、
所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。

⑤暴力団の構成員でないこと。

⑥自治公民館組織に必ず加入し、団地での共同生活ができる人。

■申込書類の配付・受付 =

	申込書類の配付	申込受付
期 間	1月16日(月)～2月3日(金) (土曜・日曜・祝日を除く)	2月1日(水)～3日(金)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)	

※申込書には添付する書類が多数あります。

■抽選会 =

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

○抽選日時…2月14日(火) 午前10時～

○抽選会場…町役場2階 第3会議室

※ひとり親世帯、障がい者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。

■募集団地一覧 =

次のページ以降に掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

※随時募集実施中

申し込み順に受付を行う随時募集も実施しています。町の公式サイトや建築係窓口でご案内しています。

また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、3月1日(水)から随時募集に切り替えます。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9066(直通)をお願いします。

■令和5年2月 定期募集团地一覧

※RC:鉄筋コンクリート ※○=あり、×=なし

団地名	小学校区	構造	建築年度	戸数	階数	部屋号数	間取り	家賃(円)	共益費	エレベーター	駐車場使用料	下水道使用料	シャワー・網戸	備考
中原	三股西	RC造 3階建て	H17	1	2階	A-14	1DK	15,100~ 22,500	○	○	○	○	○	※単身可
		RC造 3階建て	H17	1	2階	B-40	2DK	20,100~ 30,000	○	○	○	○	○	
		RC造 2階建て	H20	1	1階	D-89	2DK	20,400~ 30,300	○	○	○	○	○	
				1	2階	D-91	3LDK	25,600~ 38,100	○	○	○	○	○	※4名以上
塚原	三股	RC造 3階建て	H23	1	1階	A-11	2K	14,900~ 22,300	○	○	○	○	○	※単身可
			H24	1	3階	B-68	3DK	19,600~ 29,200	○	○	○	○	○	
東原		RC造 3階建て	H29	1	3階	A-25	2LDK	21,300~ 31,700	○	○	○	○	○	
長田	長田	木造	S61	2	—	1、7	3DK	12,400~ 18,500	○	—	—	—	○	※別途、合併浄化槽の契約が必要です
長田地区住宅		木造	H25	1	—	—	3LDK	22,700~ 33,800	—	—	—	—	○	※別途、合併浄化槽の契約が必要です 合わせて欄外の条件をご確認ください。

※長田地区住宅は、4月中旬以降、他の住宅は3月1日入居予定です。

【長田地区住宅の申し込み資格】

- ①入居者および同居者が3人以上あること。
- ②同居者また同居しようとする親族に、長田へき地保育所または長田小学校に通所、通学する人がいること。
- ③過疎地域(長田・梶山・宮村小学校区)以外の居住者であること。
- ④現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
- ⑤市町村税などのすべての税について滞納がないこと。
- ⑥暴力団の構成員でないこと。

※入居できる期間は、現在、同居し、または同居しようとする全ての親族が長田小学校を卒業する年の3月31日までとします。



お知らせ

◆20歳になったら国民年金

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(学生・農林漁業者・自営業者・無職の人など)は、国民年金に加入することが義務づけられています。

20歳になった人には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書などが届き、国民年金に加入したことをお知らせします。

■老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、病気やケガで障害が残ったときや家族の働き手が亡くなったときに、受け取ることでできる障害年金や遺族年金もあります。

■国民年金保険料は支払い方法が選べます

①納付書 ②口座振替 ③クレジットカード など

※1カ月当たりの国民年金保険料は、16,590円(4月からは16,520円)です。

※保険料をまとめて前払い(最大2年分まで可)すると、保険料が割引になるのでお得です。

■保険料を納めることが困難な人のために保険料免除制度があります

【学生納付特例制度】

前年所得が基準以下の学生を対象とした、保険料の納付が猶予される制度です。

○対象者 =

学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

【免除・納付猶予制度】

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が「免除」または「猶予」される制度です。

※国民年金の加入と保険料に関することは、日本年金機構の公式サイトで確認できます。→

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9631(直通)

または都城年金事務所 ☎:23-2571(代表)をお願いします。



日本年金機構
公式サイト

年金手帳

◆交通災害共済加入申し込みのご案内

交通災害共済は、交通事故により死亡・ケガをした場合に、お互いに助け合い、見舞金を支払う制度です。次のとおり加入申し込みを受け付けます。

支部加入している人は、支部長(班長)に取りまとめを依頼しております。

申込期間中は、支部長に申込書と掛金をお預けください。

支部長を通じての申込期間	2月1日(水)～3月24日(金) (個人で加入する人は、3月27日(月)以降も随時受け付けます)
共済期間	4月1日～令和6年3月31日(1年間) ※4月1日以降に加入した人は、受付日の翌日から3月31日までが共済期間です。ご注意ください。
加入資格	町内在住で住民票のある人(外国人住民も含みます) ※修学(学生)のため一時的に町外に転出している人も加入できます。
申込方法	加入希望者は、申込書に必要事項を記入し掛金を添えて、支部長(班長)または町役場(案内窓口)・郵便局(ゆうちょ銀行)で申し込みください。 ※申込用紙は、「2月1日号回覧」と一緒に支部長へ配付します。 また、町役場(案内窓口)にもあります。
共済掛金	1人につき500円

★お問い合わせは、

町役場(案内窓口) ☎:52-1111をお願いします。



◆宗教などからの悪質な寄付の勧誘を抑止・救済するセミナーを開催します

「信仰の自由」や「寄付の重要性」を尊重しつつ、悪質な寄付を抑制し、被害に遭った場合には救済できるよう、知識を高めるためのセミナーです。

三股町や都城市の皆さんが、悪質な寄付の被害などに遭わないために、また、もし被害に遭って困っている人がいたら助けることができるように、法律を分かりやすく学びましょう。

■テーマ = 「ストップ！宗教などからの悪質な寄付の勧誘」

■日時 = 2月26日(日)午前10時～正午

■講師 = 法テラス宮崎 遠藤 真吾 弁護士

■場所 = 元気の杜(町社会福祉協議会内)大会議室
(三股町大字樺山3384-2 ☎:52-1246)

■料金 = 無料

※事前予約制です。

■その他 = エコバッグやペン、スマホクリーナーのプレゼントがあります。



※マスク着用など、新型コロナウイルス感染症への対策にご協力ください。

参加は無料です。
プレゼントもあるよ♪



★お申し込み・お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999

都城市消費生活センター ☎:23-7154

をお願いします。

◆「令和4年度こころの健康づくり講演会」を開催します

この講演会は、地域の皆さんに『こころの健康』に関心を持っていただき、誰もが住みやすい心豊かな地域づくりに繋げることを目的に開催します。参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。

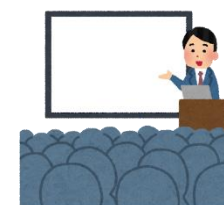
テ ー マ	ネットゲーム・スマホ依存症問題について理解を深めよう
日 時	2月26日(日) 午後1時30分～4時(受付:午後1時から)
場 所	都城市中央公民館 大会議室 (都城市姫城町7街区8号)
内 容	講演①:「乳幼児～思春期のメディアの使用から見えてきた問題(仮)」 講師 = 増田クリニック 院長 増田 彰則 講演②:「ゲーム・スマホ依存への親の関わり(仮)」 講師 = 志學館大学 人間関係学部 准教授 松本 宏明
参加費	無料
申込方法	電話またはファクスで都城保健所疾病対策担当に申し込んでください。 ☎:23-4504 / ファクス:23-0551
申込期限	2月17日(金) ※定員になり次第、申し込みを締め切ります。



★お問い合わせは、

都城保健所 疾病対策担当

☎:23-4504 / ファクス:23-0551 をお願いします。



◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車と中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方と後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町と都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費と補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
にお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和4年12月21日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円~50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円~1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

◎事業所へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜~金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時~午後5時



より詳しい情報は で

保健と福祉(一般)

◆令和4年度 がん検診(個別検診)は2月末で終了です

昨年6月から実施している令和4年度のがん検診(個別検診)は、2月28日(火)で受診期間が終了します。

対象者で、受け忘れていた人や先延ばしにしていた人は、予約が混み合う場合がありますので早めに医療機関で受診しましょう。
がんは早期に発見し、早期に治療することが大切です。

検診種類	胃がん		乳がん	子宮がん
対象者	40歳以上	50歳以上で和暦で奇数年生まれ	40歳以上の女性で和暦で奇数年生まれ	20歳以上の女性で和暦で奇数年生まれ
検診内容	胃 X 線撮影 (バリウム検査) 	胃内視鏡検査 (胃カメラ)	マンモグラフィ 超音波検査 	子宮頸部の細胞診検査 (体部の検査は医師が必要と判断した場合に実施します)
場所	都城市、三股町内の指定医療機関 ※6月に送付した案内に同封しています。また、町公式サイトでも確認できます。			
受診期間	2月28日(火)まで			
個人負担料金	4,000円 (費用13,277円のうち)	4,300円 (費用17,391円のうち)	3,800円 (費用15,180円のうち)	頸部のみ 2,300円 (費用7,551円のうち)
その他	<p>※次に当てはまる人は、料金が免除になります。</p> <p>①生活保護世帯:町役場 福祉課で費用免除の証明書の交付を受けて、検診当日に受付で提出してください。</p> <p>②75歳以上の人:検診当日に受付で保険証を提示してください。</p> <p>③乳がん・子宮がん検診無料クーポン券対象者: 検診当日にクーポン券と本人確認ができる身分証明書(保険証など)を受付に提出してください。</p> <p>○乳がん検診クーポン券対象...41歳(S56年4月2日~S57年4月1日生まれ)</p> <p>○子宮頸がん検診クーポン券対象...21歳(H13年4月2日~H14年4月1日生まれ)</p> <p>※クーポン券を紛失した人は、再発行ができますので、町健康管理センターへご連絡ください。</p>			

★お問い合わせは、

町健康管理センター ☎:52-8481(直通)にお願いします。

農林畜産業関連

◆農業委員会委員および農地利用最適化推進委員を募集します

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙制から公募制に変わりました。7月に、3年の任期を終えることから農業委員会委員および農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

なお、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

■任期 = 7月20日～令和8年7月19日(3年間)

■応募資格 = 次のいずれかに該当する人は応募できません。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
2. 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
3. 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない人

■報酬 = 金額は全て年額です。

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく金額
農業委員会会長:62万1,000円 会長職務代理者:47万5,000円
農業委員:44万1,000円 農地利用最適化推進委員:44万1,000円

■募集の受付期間 = 期限厳守

1月16日(月)～2月15日(水) 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く。平日のみ)※応募状況は、受付期間の中間と終了時に町公式サイトで公表します。

■応募用紙 = 農業振興課(町役場3階 ③番窓口)で受付期間に配布します。

■応募方法 = 農業振興課へ応募者本人がお持ちください。

- ・記載内容は、応募者本人のみに対し確認します。
- ・提出された関係書類は返却できません。

【農業委員会委員の募集】

■主な職務内容 =

1. 農業委員会委員の会議に出席し、農地の権利移動などの申請の許可について審議する。
2. 農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積・集約の推進、新規就農の支援をするための活動、指針の作成など。



■募集人数 = 6人

■対象者 =

農業に関する専門的知識があり、農地などの利用の最適化推進に関する事項その他の農業委員会が実施する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。

農地利用の最適化とは、
次の①～③により農地などの利用の効率化と高度化の促進を行うことです。
①担い手への農地利用の集積・集約化
②遊休農地の発生防止・解消
③新規参入の促進

■選任の方法 =

応募者を町長が委嘱する選考委員会で選考のうえ、議会の同意を得て、町長が任命します。ただし、法律の規定などで、選考にあたっては次のような条件があります。

- ・認定農業者(令和5年3月末時点)が委員数の4分の1を占めなければなりません。
- ・農業委員会の所掌する事項について利害の無い人(中立委員)を含まなければなりません。

また、選考にあたっては、次のような条件に配慮します。

- ・性別に偏りがないように配慮します。
- ・青年就農者を含め、世代構成に配慮します。
- ・区域に偏りがないように配慮します。(町内の地域特性を考慮します。)

■【重要】選考委員会選考に関する評価基準について =

○農業委員会委員の評価基準

- ①認定農業者という専門性と高い経営感覚から、町内全体の農業行政に関与できる人物かを評価します。
- ②担い手の育成や、担い手への農地利用の集積・集約化ができる人物かを評価します。
- ③いままでに無い斬新な感覚を農業委員会に反映させるため、50歳未満の青年農業者、女性農業者であるかを評価します。
- ④農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局と連携しながら、農地の最適化に迅速に対応できる人物かを評価します。
- ⑤町の農業に対する問題点をまとめ、解決に向けた取り組みを文書化してもらいます。

○農業委員会委員(中立委員)の評価基準

- ①農業行政に精通している人物かを評価します。
- ②町内の農業問題に深く精通し、それらの諸問題の解決に向けた、知識・技能・指導力を有しているかを評価します。
- ③町内における農業団体(農業者)との利害関係がどの程度少ないかを評価します。
- ④農地などの権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等が的確にできる人物かを評価します。

■その他 =

- ・必要に応じて追加の関係書類を求める場合があります。
- ・応募用紙に記載された内容を確認するため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。

【農地利用最適化推進委員の募集】

■主な職務内容 =

1. 遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや、農地所有者への働きかけ
2. 担い手の農地集積・集約を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
3. 農業委員会委員の会議への意見提出など

■募集人数 =

ブロック名	区 域	推進委員定数
第1ブロック	山王原、仲町、東原、稗田、東植木、西植木、上新、下新、今市、花見原、中原	2人
第2ブロック	上米、中米、櫟田、谷、小鷺巣、寺柱、大鷺巣、高畑	4人
第3ブロック	梶山、田上、轟木、仮屋、大野、大八重	2人
第4ブロック	勝岡、前目、餅原、蓼池、三原	2人

■対象者 =

農地利用の最適化の推進に熱意と知識がある人で、担当する地区内で、農地利用の最適化の推進のための諸活動、その他農業委員会が実施する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人

- 農地利用の最適化とは、
次の①～③により農地などの利用の効率化と高度化の促進を行うことです。
- ①担い手への農地利用の集積・集約化
 - ②遊休農地の発生防止・解消
 - ③新規参入の促進

■選任の方法 =

応募者を選考委員会で選考のうえ、農業委員会が委嘱します。

■【重 要】選考委員会評価基準について =

- ①活動地域を指定する中で農地の流動化・集約化を加速させる熱意と知識・技能・指導力を有する人物かを評価します。
- ②地域の農地に関する身近な相談役として、ふさわしい人物かどうかを評価します。
- ③地域の集落単位の農業の実情に精通し、問題意識を絶えず持ちながら行動できる人物かを評価します。
- ④次期農業委員の候補として、活躍できる人物かを評価します。
- ⑤町の農業に対する問題点をまとめ、解決に向けた取り組みを文書化してもらいます。



★お問い合わせは、
農業振興課 農業委員会(3階 ③番窓口)
☎:52-9087(直通)をお願いします。

◆2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



■2月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日:2月15日(水) 時 間:《午後1時30分～3時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日:2月22日(水) ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町一般廃棄物最終処分場 (クリーンヒルみまた)
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①: サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②: 金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) にお願ひします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、本県においても新富町と日向市で確認され、発生リスクが非常に高まっています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎：52-9088(直通) をお願いします。



相談

◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します

都城公証人役場では、令和4年から毎月第4土曜日に無料相談所を開設します。
相談は無料です。

秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	1月28日(土) 2月25日(土) 3月25日(土)
時 間	午前9時 ~ 午後5時
場 所	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10の1号)
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・ 金銭貸借契約・離婚給付契約等の公正証書作成に 関する相談
相談員	公証人役場公証人

※事前の予約が必要です。

★お問い合わせ・ご予約は、
都城公証人役場
☎：22-1804 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 2月 9日(木) 【都城市】 2月24日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター(「元気の杜」内) 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に活かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	2月6日(月)	2月20日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	2月2日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くろき まさひろ 黒木 正弘、 たけのした ようこ 竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。



期 日	2月15日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

